



信達の歳時記

福島法人会ホームページ <http://f-hojin.or.jp>

愛宕神社「三匹獅子舞」(伊達市箱崎)
福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年4月1日発行 (毎月1回1日発行) 第489号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012

4

私のポケット

四月に入り、東日本大震災から一年以上が経過しました。昨年のいま頃は、震災直後で余震の続く中、この先どうなるのかと心痛の時期でした。福島県は、東京電力の原発事故の復旧、復興が未だ遅々として進んでいません。そして、昨今、政府も東電もそのことについてよそ事のような話し方に一抹の不安を感じます。

「福島原発事故独立検証委員会報告書」によると当時の民主党首相、菅直人という人のリーダーシップがなかった結果、事故故につながったと穿った見方をしています。しかし、首相に全ての責任を押し付け、それでおしまいと言うことにならないように願いたい。

国のエネルギー政策の目先コストの安い「原子力発電」に重点を置いた責任は国にある。また、原子力発電所の建設、運営、安全性は、全て、事業者(地域の電力会社)に任せ、その安全確保をすべき国の「原子力安全委員会(常勤の特別職国家公務員。委員の年収は、約一、六五〇万円が支払われている)」、また、原子力発電所等のエネルギー施設や産業活動の安全活動の安全確保を使命とする国の「原子力保安院」、本来の機能・チェックがなされていたのだろうか? 政府は、責任の所在を明確にし、改善しなければならぬ。為政者は、如何なるときにも「国益」と「国民の利益」が何であるかを考え、判断し、対処すべきです。

(岩見記)



平成23年度税制改正について
その5

平成23年12月2日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。法人税関係の改正の主な内容については次のとおりです。

○法人税率の引下げ
法人税の税率が次のとおりに引き下げられました。改正前後の税率の主なものは次表のとおりです。

適用関係		改正前	改正後
普通法人・人格のない社団等	中小法人(注1) 又は人格のない社団等		
	年800万円以下の部分	18%	15%
	年800万円超の部分	30%	25.5%
中小法人以外の法人		30%	25.5%

適用関係		改正前	改正後
公益法人等(注2)	年800万円以下の部分	18%	15%
	年800万円超の部分	22%	19%
協同組合等	年800万円以下の部分	18%	15%
	年800万円超の部分	22%	19%

(注1) 普通法人のうち、各事業年度終了のときにおいて資本の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。

(注2) 法別表第二に掲げる法人(一般社団法人等(非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人)を除きます。)をいいます。

※適用時期

〔改正前〕平成24年4月1日前開始事業年度

〔改正後〕平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

○欠損金の繰越控除制度等の見直し

1. 青色欠損金等の繰越期間の延長
青色申告書を提出した事業年度の欠損金(「青色欠損金」という)及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金(「災害損失金」という)の繰越期間が7年から9年に延長されました。これに伴い、以下の措置が講じられています。

(1) 青色欠損金等が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存要件が追加されました。

(2) 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が7年から9年に延長されました。

(3) 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が1年から9年に延長されました。

2. 青色欠損金等の繰越控除の制限

中小法人等以外の法人の青色欠損金及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額の100分の80相当額とされました。

※平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

また、1(2)(3)は平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

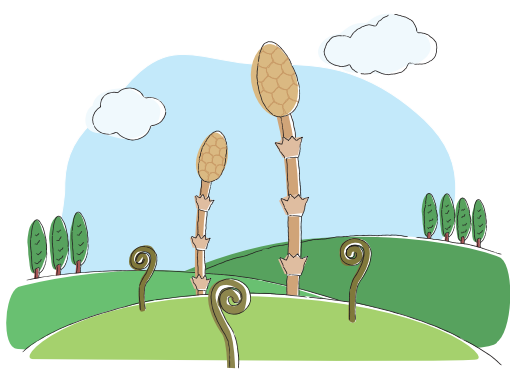
県税からのお知らせ

平成24年度自動車税の定期課税

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県の税金です。

平成23年度は、東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は5月31日(木)を納期限として原子力災害被災市町村を含む全県域を対象に課税を実施いたします。

(県庁税務課 電話024-521-7070)



「難解な雑損控除」

確定申告真つ只中での執筆である。複雑な雑損控除、多数の方々が申告されたでしょう。ここで今一度見直して、洩れがなかったか、控除できたのかわいか、確認してはいかがでしょうか。

対象となる資産は、生活に通常必要でない資産や事業用資産以外である。現金、居住用住宅、家財、車両（生活に不可欠なもの）、墓石等の復旧費等で、事業用資産は、必要経費に算入される。受け取った保険金等は、損失補償、経費補償の意味あいから、収入とされることはない。

損失額の計算は、取得費から被災までの減価償却額を控除し、保険金等を差し引いた金額である。

住宅、家財の損失額については、次の計算方法がある。

(1) 当たりの工事費用158千円×総床面積Ⅱ取得費) から経過年数分の減価償却費を差し引いた金額が、住宅の損失額となる。これに被災割合を乗ずる。

家財は、夫婦で1100万円に同居人、18才以上1人当たり130万円、18才以下1人80万円を加算し、災害割

合を乗ずる。

住宅、家財等の所有者は、本人の外、生計を一にする者で、総所持金額が38万円以下の者が所有する住宅等も含まれる。又、夫婦等で共有の場合には、損失額は按分されるが、共有者が総所得金額38万円以下の場合には、按分の必要はない。

損失額以上の災害関連支出及び原状回復費用がある場合は、所定の計算により損失額を計算する。

被害割合は一部損壊5%、半壊50%、全壊100%である。又一年内に取り壊し又は除去したときは全壊とし、それらの費用も含まれる。

雑損控除は、他の控除等の前に計上される為、所得金額を越えた部分が翌年に繰越される。障害者、不溶基礎控除等が計算されないこととなる。(この件について東北税理士会は、基礎控除後に雑損控除をすべきである旨、以前に改正要望している。)

確定申告期限後であっても、申告可能であり、修正することもできる。又、24年中に修繕費等があった場合は24年度の申告となる。

雑損控除の計算で不明なことは、税理士に相談するか、国税局ホームページから計算することも可能です。

東北税理士会福島支部 松浦 敏幸

村井幸三さんの 「へーなるほど」

待ちにまつた春の到来です。昨年はあ

の大震災で、お花見どころではありませんでした。桜が咲

いたやら、そのあたりの記憶さえ定かでないのですが、今年例年になかった厳しい寒さに凍えたこともあってか、春の気配が日々感じられます。

故郷をはなれ全国に避難されている東北三県十六万人の皆さんには、こんなことを口にしては申し訳ないのですが、全国の桜狂いのポルテージはその分も穴埋めして例年のそれより高くなるのではないかと、なんとなくそんな予感がする昨日今日です。

さて、今年冬の寒さが厳しかったので、桜の開花も遅れるだろうと皆さんお思いのようですが、桜の開花と寒さは実のところ関係がありません。というのは桜は冬の間は休眠状態にはいつてしまいい、気温が十五度以上にならないと成長を始めないからです。花は十五度以上の日が

二十日以上つづく次第に蕾を色づかせます。気象庁の開花予想はこの現象からわかりだして発表しているのです。

ところで戦前の福島のお花見の賑やかさ、ご存じの方はもう少数派でしょうね。春の陽射しの沸き立つ気分に加え、娯楽の少ない時代にでしたから、お花見は市民には大きな楽しみでした。花の蕾が膨らみはじめると招魂神社「現在の護国神社」の大鳥居から神社までの坂道の両側には市内の商店が協賛した紅白の提灯がつるされ、夜になると電灯がはいつて夜桜を彩りました。大抵の家庭では名物のミソ田楽に舌つづみをうつことを約束事のようにして、見物に出かけるものです。

そして、この季節の最大のイベントは国鉄(懐かしい呼び名ですね)主催の仮装行列でした。駅や機関区の職員二、三百人が参加、全身を黒にぬつた冒険ダン吉や大名行列など思い思いの仮装姿で、信夫山めぐりして市内の目抜き通を練り歩いたのですが、沿道には市民はもちろん東北一帯からの人もあつて、大変な賑わいでした。あの桜狂いを再現する手立ては、もうないのでしょうか。



経・マ ややまひろし



「心は体」

(株)福島人材派遣センター
代表取締役社長
安田 敬氏
(福島市三河南町1-20)
TEL (024) 521-5111(代)

数多い会社を訪問してきたが、こんなに近い会社は初めてだ。なにしろコラッセふくしま7Fにある福島法人会の廊下をはさんで向かいにある福島人材派遣センターなのだ。

平安時代、平泉や義経と縁が深かった金売吉次。その父親が「人買い藤太」と呼ばれ福島市の平石で人材派遣の仕事をしていた、と伝説にある。

現在、電話帳を調べても人材派遣の会社は数多い。が、この会社、労働者派遣法が施行された昭和六十一年に設立されたから、この業界の先駆けといってもよいと思う。それも母親で専業主婦だった安田ツギエ氏が初代社長と聞いてびっぴり。その上、法人株主が東邦銀行と福島銀行なのだ。肝っ玉母さん、と言つてよいほど、凄い女性だったらしい。

派遣サービスは簡単にいうと、派遣スタッフとこの会社が契約を結び、様々な企業に労働力を提供する。派遣期間も単発、短期、長期と様々。仕事の内容も、事務職から販売、営業、医師、看護師、通訳、翻訳、秘書と多岐にわたり、ここでは書ききれない。取引会社も役所関係、病院関係、マスコミ関係、商業関係など優良企業約一千五百社と契約している。

二代目社長の安田敬氏は昭和四十三年福島市生まれ。県立福島高校を卒業するとアメリカに渡りロサンゼルスに少し南にあるサンディエゴの大学に入学した。

自分の英語が通じると思ったが、うは甘くはない。日本だって青森弁と鹿児島弁ではなかなか通じないと同じだと初めて理解した。この大学、なぜかゴルフばかりをやっている。一年半で日本に帰ってきた。そのとき二十一歳。

福島人材派遣センターに入社したが、その年、郡山に支社をつくるというので、その立ち上げに郡山駅前に事務所を構えた。そこで約十三年間、業務拡張のため夢中で働いた。郡山のいろんな企業の社長さんに会ったことが大きな財産となり、大変勉強になった。

ところが平成十六年母である初代社長が亡くなり、社長に就任した。「人材派遣という仕事の大変なところは

何でしょう。この事務所には五名ほどしかないようですが」

「派遣スタッフとして契約している人財は約二百名から三百名おります。私の目の届かないところで仕事をしている訳ですから、その人の才能、人柄を通じて認めること。全能的にまかせる、ということが大事かと思えます。センターとしてはゆとりを持って仕事を進めていくことが大事と考えております」

「日頃、心掛けていることは」

「IH Iの斎藤保社長の言った『随所作主』と言う言葉です。一生懸命やると本当のことが見えてくる。このような意味です」

センターにいるスタッフの感じの良いい対応に感動しながら向かいの法人会の事務所に戻ってきた。



- お知らせ**
- 24・3・7
セミナー「新規開拓・飛込み 営業の極意」
講師 浦上俊司氏 (営業コンサルタント)
 - 24・3・16
女性部会 3月例会 (会員スピーチ)
演題 「米寿を迎えての想い」
講師 菅野テルさん (菅野建設(株)取締役会長)
 - 24・3・19
青年部会 25周年記念例会
 - 24・3・28
平成23年度第3回理事会

